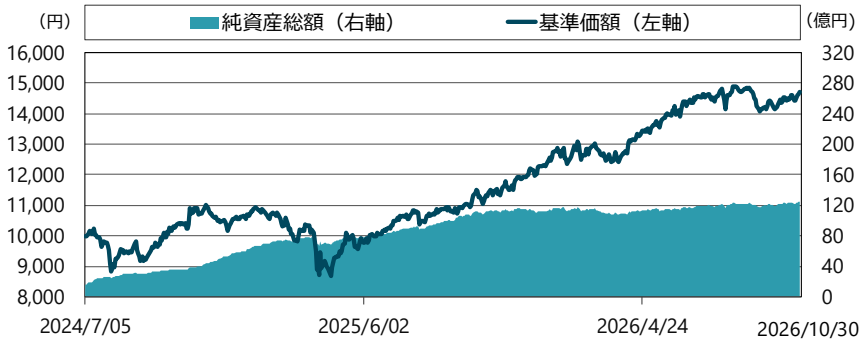
# BNY 米国エクセレント・バリュー・ファンド

追加型投信／海外／株式



**月次レポート**　　**基準日：2026年10月30日**

## 基準価額の推移




※ 基準価額は信託報酬控除後のものです。
※ 当該実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ファンド概要

- 設定日：2024年7月5日
- 決算日：毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）
- 償還日：2050年4月20日

## 基準価額および純資産総額

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 14,703円 |
| （前月末比） | ＋507円 |
| 純資産総額 | 124.8億円 |

※基準価額は1万口当たりとなっています。

## ファンド騰落率

| 1ヵ月 | 3ヵ月 | 6ヵ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|---|---|---|---|---|---|
| +3.57% | +1.71% | +9.19% | +28.13% | - | +47.03% |

※ファンドの騰落率は、基準価額に課税前分配金を再投資したものとして計算しています。設定来については、設定時の基準価額10,000円を基準にして計算しています。

## 分配金実績（1万口当たり、課税前）

| 2025年4月 | 2026年4月 | 2027年4月 | 2028年4月 | 2029年4月 | 設定来累計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 0円 | 0円 | - | - | - | 0円 |

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

## 業種別構成比（マザーファンド）

| 業種 | 構成比 |
|---|---|
| 情報技術 | 19.0% |
| 金融 | 18.8% |
| ヘルスケア | 16.8% |
| 生活必需品 | 8.6% |
| 一般消費財・サービス | 8.5% |
| エネルギー | 8.2% |
| 資本財・サービス | 7.5% |
| 素材 | 5.8% |
| コミュニケーション・サービス | 4.7% |
| 不動産 | 1.0% |
| 公益事業 | 0.9% |

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。
※上記構成比はマザーファンド株式運用部分の評価金額に対する比率です。
※上記構成比は小数点第二位以下を四捨五入して表示しており、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## ポートフォリオ特性値（マザーファンド）

| | ファンド | （参考）米国バリュー株式* | （参考）米国株式** |
|---|---|---|---|
| 予想株価収益率（PER） | 19.1倍 | 20.8倍 | 25.6倍 |
| 株価純資産倍率（PBR） | 3.1倍 | 3.3倍 | 5.4倍 |
| 1株当たり予想純利益成長率（3-5年先） | 15.2% | 13.3% | 21.1% |

*　米国バリュー株式：ラッセル1000バリュー指数
** 米国株式：S&P500指数
※　上記特性値は各組入銘柄の数値を加重平均した値です。
※　ファンドの実質的な運用を行うニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーのデータに基づきます。
※　上記は将来の運用成果を約束するものではありません。


※当資料最終頁に記載されているご留意事項等を必ずご覧下さい。

BNY | INVESTMENTS



月次レポート　　基準日：2026年10月30日

## 組入上位10銘柄（マザーファンド）　<組入銘柄数：78銘柄>

| | 銘柄名 | 構成比 | 業種 | 概要 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | マイクロソフト | 5.9% | 情報技術 | グローバル・テクノロジー会社。生産性・業務プロセス、インテリジェントクラウド、パーソナルコンピューティング分野向けにソリューションを提供する、AIを活用したプラットフォームおよびツールを開発する。世界各地で事業を展開。 |
| 2 | アマゾン・ドット・コム | 5.7% | 一般消費財・サービス | オンライン小売会社。多岐にわたる製品を販売する。書籍、音楽、コンピューター、電子機器、その他多数の製品を販売。顧客別にカスタマイズされたショッピングサービス、ウェブ上でのクレジットカード決済、および顧客への直接配送を手掛ける。世界各地でクラウド・プラットフォーム・サービスも提供。 |
| 3 | JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー | 3.9% | 金融 | 金融・リテールバンキングサービス会社。投資銀行業務、財務・証券、資産運用、プライベートバンキング、カード会員向けサービス、商業銀行業務、住宅融資などを手掛ける。世界各地の法人・機関・個人向けに事業を展開。 |
| 4 | アップル | 3.4% | 情報技術 | IT会社。スマートフォン、パソコン、タブレット、ウェアラブル端末、アクセサリーの設計、製造、販売に加え、各種関連アクセサリーの販売に従事。決済、デジタルコンテンツ、クラウド・広告サービスも手掛ける。消費者、中小企業、教育、企業、および政府機関の各市場を対象に世界各地で事業を展開。 |
| 5 | バークシャー・ハサウェイ | 3.4% | 金融 | 持株会社。各種事業部門の子会社を保有する。国内向け保険事業を中心に、海外向け再保険事業も手掛ける。鉄道会社、特殊化学品会社、国際的な多角事業団体も運営する。 |
| 6 | SLB | 2.7% | エネルギー | 油田サービス事業会社。新エネルギーシステムのスケール化、大規模なデジタル展開、石油・ガス分野でのイノベーション、工業製品およびサービスの脱炭素化に加え、地熱エネルギーの活用、企業データパフォーマンスの最適化、メタン除去ソリューションを手掛ける。世界各地で事業を展開。 |
| 7 | サーモフィッシャーサイエンティフィック | 2.3% | ヘルスケア | 科学関連製品メーカー。科学機器、消耗品、および化学品を製造する。主な製品は、分析機器、検査機器、ソフトウエア、サービス、消耗品、試薬、化学品、関連用品。製薬会社、バイオテクノロジー会社、病院、臨床診断研究所、大学、研究機関、および政府機関に製品を提供する。 |
| 8 | ユナイテッドヘルス・グループ | 2.2% | ヘルスケア | 管理医療会社。管理医療システムを保有・運営する。雇用主に対し、従業員福利厚生プログラムを立案・管理する製品およびリソースを提供する。世界各地で事業を展開。 |
| 9 | アシュラント | 2.2% | 金融 | リスク管理ソリューション会社。主な消費者購入品をサポート、保護、および連結する住宅、ライフスタイルソリューションを提供する。モバイルデバイスソリューション、拡張サービス契約、自動車保護のほか、積立葬儀、賃借人、貸主特定住宅所有者保険を提供する。世界各地で事業を展開。 |
| 10 | フィフス・サード・バンコープ | 2.1% | 金融 | 総合金融サービス会社。当座預金、普通預金、マネーマーケット口座、資産運用、決済・コマース、証券、保険サービス、クレジット商品などを提供する。米国で事業を展開。 |

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。
※上記構成比はマザーファンド株式運用部分の評価金額に対する比率です。
※上記構成比は小数点第二位以下を四捨五入して表示しており、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

## コメント

**市場動向**

米国株式市場は、上旬は原油高や国債利回り上昇の一服、企業決算への期待から堅調に推移しました。中旬以降は中国との半導体競争やAI関連企業の信用・財務不安が重石となり、関連株を中心に軟調となりましたが、好決算を受けた他業種への買いが下支えしました。

**運用状況**

米国の株式市場に上場している大型株式の中で、企業の本源的価値と比較して過小評価されているとみられる株式のうち、割安で投資妙味が高いと判断した銘柄を厳選し運用を行いました。

当月、株式要因・為替要因はともにプラス寄与となり、基準価額は上昇しました。
セクター別では、情報技術はマイナス寄与となったものの、ヘルスケア、金融、エネルギー、生活必需品など多くのセクターがプラス寄与となりました。

**運用担当者コメント**

2026年も残すところ2ヵ月となるなか、2027年を見据え、足元の米国における動向が投資環境やポートフォリオに及ぼす影響を注視しています。中間選挙では民主党が予想以上に躍進したことを受け、株式市場ではリスクの再評価が進み、特にAI関連など投資家の選好が集中していた分野で調整がみられました。一方、第3四半期の企業決算は総じて堅調だったものの、先行きの業績見通しにはばらつきがあり、セクター間およびセクター内での業績格差も広がりつつあります。また、インフレやサプライチェーンの問題、コスト上昇圧力も引き続き注視すべき要因です。こうした状況を踏まえると、これまで米国株式を支えてきた一部の追い風は、今後弱まる可能性があるとみています。こうした環境下では、幅広いセクターへの投資判断よりも個別銘柄の選別がより重要となり、運用にとって投資機会が広がる可能性があると考えています。

引き続き、マクロ経済リスクを注視しながら投資機会を捉え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析を中心とした一貫性と再現性のある投資プロセスの下、「魅力的なバリュエーション」、「強固な財務基盤」、「成長ドライバー」を備えた銘柄群の中から、ファンダメンタルズに対して割安と判断される銘柄を選別し、長期的なリターンの獲得を目指してまいります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因（主な投資リスク）

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

**当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。**預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

| | |
|---|---|
| 価格変動リスク | 株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。 |
| 株式の発行企業の信用リスク | 当ファンドは、実質的に株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。 |
| 為替変動リスク | 為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドおよびマザーファンドは為替ヘッジを行いませんので、為替変動により、信託財産の価値が大きく変動することがあります。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

| | |
|---|---|
| クーリング・オフ | 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。 |
| 流動性リスクにかかる留意点 | 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。 |
| 収益分配金にかかる留意点 | ・収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。<br>・受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。<br>・収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。 |

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>収益分配金を再投資する場合は1口の整数倍とします。<br>※「一般コース」および「自動継続投資コース」があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目より、申込みの販売会社でお支払いします。 |
| 購入・換金申込不可日 | 以下のいずれかの日に該当する場合はお申込みできません。<br>・ニューヨークの取引所の休場日<br>・ニューヨークの銀行の休業日<br>・委託会社が別途定める日 |
| 申込締切時間 | 原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けた分を当日の申込み分とします。<br>※販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。 |
| 購入・換金申込受付中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の購入・換金の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた申込みの受付けを取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2050年4月20日まで（当初信託設定日：2024年7月5日）<br>※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、信託期間を延長することができます。 |
| 繰上償還 | 受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。 |
| 決算日 | 毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益分配 | 毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。<br>※「自動継続投資コース」の場合、収益分配金は税引き後再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 3,000億円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算後および償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。）を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に提供します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 |

## 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|---|---|---|
| 購入時手数料 | 購入価額×上限3.3%（税抜 3.0%）<br>（手数料率は販売会社が定めます。）<br>※自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。 | ≪当該手数料を対価とする役務の内容≫<br>販売会社による商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等 |
| 信託財産留保額 | ありません。 | |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
|---|---|---|---|
| 運用管理費用（信託報酬） | 運用管理費用の総額＝信託財産の日々の純資産総額×年率1.595%（税抜 1.45%）<br>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われますが、日々費用として計上されており、日々の基準価額は運用管理費用控除後となります。<br>運用管理費用の配分は、以下のとおりです。 | | |
| | 支払先 | 料率 | ≪当該運用管理費用を対価とする役務の内容≫ |
| | 委託会社 | 年率0.71%（税抜） | 信託財産の運用指図（投資顧問会社によるマザーファンドの運用指図を含む）、法定開示書類の作成、基準価額の算出等 |
| | 販売会社 | 年率0.71%（税抜） | 購入後の情報提供、運用報告書(注)等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 |
| | 受託会社 | 年率0.03%（税抜） | 信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |
| | (注)投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項および第2項に規定する事項を記載した書面をいいます。 | | |
| その他費用・手数料 | 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用、信託財産の管理、運営にかかる費用（目論見書・運用報告書等法定開示書類の印刷、交付、提供および提出にかかる費用等を含みます。日々の純資産総額に対して上限年率0.05%）は、日々費用として計上され、運用管理費用（信託報酬）支払いのときに信託財産より支払われます。また、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用等が、信託財産より支払われます。<br>◆その他費用・手数料については、資産規模および運用状況等により変動しますので、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。 | | |

※上記費用の総額につきましては、投資者の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

#### 税　金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 |
|---|---|---|
| 分　配　時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※上記は、2026年6月末現在のものです。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
　少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。
※2027年1月1日以降、上記の表の「項目」は、所得税、復興特別所得税、防衛特別所得税および地方税となる予定です。





## 委託会社、その他関係法人

| | |
|---|---|
| 委託会社 | BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等） |
| 投資顧問会社* | ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（信託財産の保管・管理業務等） |
| 販売会社 | （募集・販売の取扱い等）　販売会社のご照会先は、下表をご参照ください。 |

*マザーファンドの運用にあたっては、BNY傘下の資産運用会社であるニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシーに委託します。

お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出下さい。

| 金融商品取引業者等の名称 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>資産運用業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | ○ | ○ | |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行<br>（委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券） | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| PWM日本証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第50号 | ○ | | | ○ |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○ | | | |
| 七十七証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第37号 | ○ | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | ○ | ○ | |
| 十六TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | | |
| 明和證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第185号 | ○ | | | |
| ほくほくTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北陸財務局長(金商)第24号 | ○ | | | |
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | | |

ご留意事項：●当資料は、ファンドの運用報告に関する資料としてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドは、主として米国の金融商品取引所に上場している株式を投資対象としますので、組み入れた株式の値動きや為替相場の変動等の影響により基準価額は上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。●ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。●お申し込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。



設定・運用は
BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第406号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会